

装官人第5号
27.10.1

一部改正 装官人第5852号
令和6年3月29日

一部改正 装官人第17926号
令和6年9月27日

長官官房総務官
長官官房人事官
長官官房会計官
長官官房監察監査・評価官 殿
長官官房各装備開発官
長官官房艦船設計官
各 部 長
施設等機関の長

防衛装備庁長官
(公印省略)

防衛装備庁における任期付研究員の採用手続等について（通達）

標記について、別紙のとおり定めたので通達する。

添付書類：別紙

任期付研究員の採用手続等

(招へい型研究員の採用手続)

第1 施設等機関の長は、招へい型研究員（防衛省の任期付研究員の採用手続等に関する訓令（平成10年防衛庁訓令第32号。以下「訓令」という。以下同じ。） 第2条第1号に規定する招へい型研究員をいう。以下同じ。）の採用が必要と認める場合は、当該採用候補者について防衛装備庁長官（以下「長官」という。）に上申するものとする。

(若手育成型研究員の採用手続)

第2 施設等機関の長は、若手育成型研究員（訓令第2条第2号に規定する若手育成型研究員をいう。以下同じ。）の採用が必要と認める場合は、採用計画（訓令第4条第1項に規定する採用計画をいう。以下同じ。）を作成し、長官に上申するものとする。

(上申の様式)

第3 第1の上申は別記様式第1により、第2の上申は別記様式第2により行うものとする。

(防衛装備庁任期付研究員選考委員会)

第4 訓令第8条第1項の規定に基づき、防衛装備庁に防衛装備庁任期付研究員選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、訓令第3条第2項、第4条第2項及び第5条第2項の規定による長官の諮問に応じ、当該諮問事項を調査審議し、その結果に基づき、長官に意見を述べることができる。

(構成)

第5 委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 委員長 防衛技監
- (2) 副委員長 防衛装備庁の職員の中から委員長の指名する者
- (3) 委員 長官官房審議官、委員長の指名する内部部局の部長及び施設等機関の長（試験場長を除く。）並びに部外有識者（防衛装備庁顧問及び防衛装備庁参与を含む。）

(運営)

第6 委員長は、委員会を主宰する。

- 2 副委員長は、委員長を助け、及び委員長が不在の場合は、その職務を代行するとともに、委員会の事務を整理する。

(任期付研究員選考部会)

第7 委員会の下に、第4第2項の調査審議に関して必要な作業を実施するため、任期付研究員選考部会(以下「部会」という。)を置く。

- 2 部会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 部会長 長官官房審議官

- (2) 部会員 内部部局の課長若しくはこれに準ずる官、研究所の研究企画官及び研究統括官のうち、部会長が指名する者その他部会長の指名する者

- 3 部会長は、部会を招集し、部会の事務を総括整理する。

- 4 部会長は、第1項の作業のため必要があると認めるときは、第2項第2号に掲げる者以外の者を部会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(関係部局の協力)

第8 防衛装備庁の関係部局は、委員会又は部会から、関係者の出席、資料の提出等の依頼があった場合は、これに協力するものとする。

(採用候補者等の決定)

第9 長官は、防衛大臣に上申する招へい型研究員又は若手育成型研究員の採用候補者を決定(防衛大臣に申請する若手育成型研究員の採用に係る採用計画の決定を含む。)したときは、当該上申に係る施設等機関の長に通知するものとする。

- 2 施設等機関の長は、前項の通知を受けた場合は、当該通知に基づき、応募者に対し、書面により通知するものとする。

(研究業績報告)

第10 施設等機関の長は、所部の任期付研究員の研究業績(研究成果、研究活動等をいう。以下同じ。)について、毎年度の状況を翌年度の4月30日までに別記様式第3により長官に報告するものとする。

(任期付研究員業績手当の上申)

第11 施設等機関の長は、所部の任期付研究員の研究業績が特に顕著であり、訓令第15条に規定する任期付研究員業績手当を支給すべきと認める場合は、別記様式第4により長官へ上申するものとする。

- 2 前項の上申の期限は、毎年10月31日とする。

(任期付研究員業績手当審査会)

第12 第11第1項の上申に関して長官が諮問するため、防衛装備庁に任期付研究員業績手当審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、長官の諮問に応じ、当該諮問事項について調査審議し、その結果に基づき、長官に答申するものとする。

3 審査会の構成は、次のとおりとする。

(1) 審査会長 長官官房審議官

(2) 審査委員 次のアからウまでに掲げる者のうち、審査会長が指名する者

ア 内部部局の課長又はこれに準ずる官

イ 研究所の研究企画官、研究統括官、部長、ユニット長（総務・会計ユニット長を除く。）、特別研究官、プロジェクト調整官、研究管理官又は主任研究官

ウ 防衛装備庁顧問又は防衛装備庁参与

（庶務）

第13 委員会、部会及び審査会の庶務は、長官官房人事官において処理する。

第14 この通達に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が、部会の運営に関し必要な事項は部会長が、審査会の運営に関し必要な事項は審査会長がそれぞれ定める。